

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
当 期 の 少 額 減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額 の 合 計 額 (7)の計						8	円